

八潮市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）
八潮市保育の実施に関する条例施行規則（平成19年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。